

**令和8年度いばらきフィジカルA I ビジネス創出支援事業
フィジカルA I ビジネスアイデア創出業務委託仕様書**

1 事業の趣旨・目的

いばらきフィジカルA I ビジネス創出支援事業（以下「本事業」という。）では、フィジカルA I の市場拡大を見据え、本県の高度なものづくり技術やベンチャー企業・大学・研究機関などの最先端の知識を活かして、県内企業の新たな市場への参入を積極的に支援することで、本県産業の競争力強化を図る。

本事業においては、ロボットなどの最新技術を学び、活用アイデアを生み出すためのセミナーや大手企業の先進施設見学会・意見交換会を開催するほか、フィジカルA I の開発プロセスを学ぶ技術勉強会を実施することにより、県内企業のフィジカルA I ビジネス創出や利活用を推進する。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

3 委託業務内容

本委託では、以下の取組について、企画及び運営等を行う。なお、以下に含まれていない内容でも、本事業の目的に照らし、有効と認められるものについては、事前に県と調整した上で、業務に含めることができるものとする。

- (1) ロボットなどの最新技術を学び、活用アイデアを生み出すセミナーの開催

対 象 者：いばらきフィジカルA I 産業創出コンソーシアム会員企業

開催回数：2月末までに3回程度

- (2) 先進施設の見学会及び意見交換会の開催

対 象 者：いばらきフィジカルA I 産業創出コンソーシアム会員企業

開催回数：2月末までに3回程度

- (3) フィジカルA I の開発プロセスを学ぶ技術勉強会の開催

対 象 者：いばらきフィジカルA I 産業創出コンソーシアム会員企業

開催回数：2月末までに1回程度

- (4) ヒューマノイドロボットを活用したデモンストレーション（以下「デモ」という。）の構築

①ヒューマノイドロボットは、県産業技術イノベーションセンター（以下「センター」という。）

が導入したG1 EDU（Unitree Robotics 製）を使用すること

②デモの設置場所はセンターとし、技術勉強会においてデモの実演を行うこと

③デモは、部材ピッキング等の製造現場における作業を対象とし、環境認識・判断・作業を一連で行う動作内容とすること

④デモの構築にあたっては、センターと十分に連携を図ること

⑤提案書の提出にあたり、デモの構築に係る動作内容や役割分担等について、事前にセンターと調整を行うこと

4 事業体制

- (1) 受託者は、事業開始後すみやかに実施計画を策定すること。策定した計画について、受託者は県と調整の上、適宜必要な変更を行うことができる。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に適した事業担当者を配置すること。
- (3) 受託者は、事業の実施によって得られた成果を取りまとめること。
- (4) 業務の進捗状況や成果を共有するため、隔週（2週間に1回程度）、県との定例打合せを開催すること。

5 対象経費

本事業において、以下に定める経費内で事業を実施するものとする。

- (1) 人件費（実施計画の体制図に記載する者の人件費）
- (2) 会議費
- (3) 謝金
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 旅費
- (7) 消耗品費
- (8) 使用料及び賃借料
- (9) その他本事業の遂行に必要と認められる経費
- (10) 一般管理費（上記(1)～(9)までの経費総額の10%以内）

6 委託料の支払い

委託料については、事業終了後に受託者から提出される実績報告書及び収支計算書の審査を経て金額を確定させた後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

7 実績報告書等

- (1) 受託者は、委託事業の終了後から起算して14日以内又は令和9年3月19日のいずれか早い日までに、完了報告書（委託契約書様式）とあわせて、収支計算書（委託契約書様式別添1）、実績報告書（委託契約書様式別添2）を提出すること。また、県の求めに応じて、その都度状況を報告すること。
- (2) 実績報告書（委託契約書様式別添2）には、本仕様書に定める業務内容の履行を確認できる資料及びその成果を記載すること。

8 留意事項

- (1) 委託事業の関係書類は、事業終了年度の翌年度から5年間保存すること。
- (2) 受託者が業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「特記事項」を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。